

「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方」の改定案に対する意見募集について

令和元年 8 月 7 日
公正取引委員会

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」といいます。）第 11 条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権を 5 %（保険会社の場合は 10 %。以下同じ。）を超えて取得し、又は保有（以下「保有等」といいます。）することを原則として禁止していますが、あらかじめ同条に基づく公正取引委員会の認可を受けた場合等は、5 %を超えて保有等することができるとしています。公正取引委員会は、平成 14 年 11 月に「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下「11 条ガイドライン」といいます。）及び「債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方」（以下「債務の株式化ガイドライン」といいます。）を公表し、認可に係る考え方を明らかにしています。

公正取引委員会は、今般、規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、銀行の事業再生会社の議決権保有に係る認可に関して、11 条ガイドライン及び債務の株式化ガイドラインを改定することとし、その改定案を公表し、関係各方面から意見を募集いたします。

1 改定案の概要

(1) 11 条ガイドラインの改定案（別紙 1）

現在、銀行が事業再生会社の 5 %超の議決権を保有等することとなる場合において、裁判所の関与があれば、原則として 3 年（当該事業再生会社が中小企業であれば原則として 5 年）を限度として認可することとしています。

本改定では、同様の場合において、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が作成されている場合であって、銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば、原則として 3 年（当該事業再生会社が中小企業であれば原則として 10 年）を限度として認可することとします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
	電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp

(2) 債務の株式化ガイドラインの改定案（別紙２）

現在、銀行が、債務の株式化により、事業再生会社の５％超の議決権を保有等することとなる場合において、裁判所の関与等があれば、原則として２年（当該事業再生会社が中小企業である場合は原則として４年）を限度として認可することとしています。

本改定では、同様の場合において、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が作成されている場合であって、銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば、原則として２年（当該事業再生会社が中小企業である場合は原則として９年）を限度として認可することとします。

２ 意見募集

(1) 資料入手方法

ア 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

イ 公正取引委員会のホームページに掲載

ウ 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

(2) 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）及び連絡先（電話番号、FAX番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

メールアドレス：11jyouguideline2019-O-jftc.go.jp（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）メールの件名を「１１条ガイドライン案等に対する意見」と明記してください。

< F A X の場合 >

宛先を「企業結合課 11条ガイドライン案等担当」と明記してください。

宛先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

F A X 番号：03-3581-5771

(注) 送信票の件名を「11条ガイドライン案等に対する意見」と明記してください。

< 郵送の場合 >

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会事務総局 経済取引局 企業結合課
11条ガイドライン案等担当 宛て

(3) 意見提出期限

令和元年9月10日(火) 17:00必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。